

【更新に必要な書類】

【はじめに】

肝炎治療受給者証交付申請書（様式第3号）下部に記載されている「世帯の市町村民税（所得割）課税年額（申請時点の課税年額）が、235,000円以上であり、月額自己負担限度額が2万円になることを承諾し、市町村民税額等を証明する書類は提出しません」にチェックされた方は、以下の（4）、（6）～（9）の提出は不要です。

その他の提出書類はマイナンバー提供の有無により異なりますので、以下の表をご確認ください。

1 全ての申請者が必要な書類		要：書類の提出が必要 不要：書類の提出が不要	
書類の種類		マイナンバー提供	
		あり	なし
(1)	<u>肝炎治療受給者証交付申請書（様式第3号）</u> <u>同封</u>	要	要
(2)	<u>世帯全員の住民票</u> ・続柄が記載され、申請日前3か月以内に発行されたもの ※1 世帯全員のマイナンバーが記載されているもの	要 ※1	要
(3)	<u>申請者の医療保険の資格情報が確認できる書類</u> 下記①～③のいずれか ①資格情報のお知らせの写し ②マイナポータル資格情報の画面を印刷したもの ③資格確認書の写し ・マイナンバーカードから医療保険の資格情報等を読み取ることはできません。 ※2 窓口でマイナポータルの資格情報画面を提示いただければ、書類（①～③）をご提出いただくことなく受付できます。	要 （※2 マイナポータル画面を提示の場合は不要）	要
(4)	<u>世帯全員の課税を証明する書類【R8年度（R7年分）】</u> 例）市町村民税所得課税（非課税）証明書の原本、給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書の写し等 ・税法上の扶養関係が記載され、申請日前3か月以内に発行されたもの ・義務教育期間（中学生まで）の方は不要です。 ・源泉徴収票、所得税の確定申告書での代用はできません。	不要	要
(5)	<u>受給者証の写し</u>	要	要

裏面も必ずご確認ください→

2 住民票上の世帯員に0～18歳の方がいる場合に必要な書類

書類の種類		マイナンバー提供	
		あり	なし
(6)	<u>扶養する家族確認のお願い（別紙様式3）</u> <u>同封</u>	要	要

3 市町村民税額合計対象除外希望申請を希望される場合に必要な書類

* 所得課税証明書の市民税の所得割額の世帯の合算が235,000円以上の場合、申請者との関係が次の要件ア～ウすべてに該当する世帯員は、合算対象から除外可能です。

【要件】

- ア. 配偶者以外
- イ. 地方税法上、申請者及びその配偶者と相互に扶養関係のない者
- ウ. 医療保険上、申請者及びその配偶者と相互に扶養関係のない者

※4 マイナンバーを提供される場合は（7）、（8）、（9）は省略可能です。

ただし、窓口では月額自己負担限度額や市町村民税額合計対象除外希望申請の対象となるか確認はできません。更新申請時に月額自己負担上限額等の変更をご希望の場合は、対象となる方の（8）、（9）をご持参ください。

書類の種類		マイナンバー提供	
		あり	なし
(7)	<u>市町村民税合算対象除外希望申請書（様式第8号の2）</u> <u>同封</u>	不要 ※4	要
(8)	<u>申請者及びその配偶者、除外対象者の市町村民税（所得割）所得課税証明書【R8年度(R7年分)】</u> ・申請者、配偶者、除外対象者全員の税法上の扶養関係が記載され、申請日前3か月以内に発行されたもの	不要 ※4	要
(9)	<u>申請者及びその配偶者、除外対象者が加入する健康保険の被扶養者を証明する書類</u> ・申請者、配偶者、除外対象者全員の医療保険の資格情報が確認できる書類（マイナポータル資格情報の画面を印刷したものや資格確認書の写し等）	不要 ※4	要